資料２

横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の設置について

１　概要

令和３年３月に改定した「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和３年度～７年度）」（以下、推進指針といいます。）の周知、浸透に向け、市民や事業者の皆さんの行動に繋がる取組について意見をお聞きし、今後の福祉のまちづくり推進事業に反映するため小委員会を設置します。

２　推進指針制定及び改定の経緯

平成11年策定

長期目標、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりが進み、だれもがヨコハマのよさを感じながら暮らすことのできるまち

短期目標、ヨコハマで暮らし、活動するすべての人が少なくとも１回は福祉のまちづくりを考える

平成14年改定

短期目標、みんなで福祉のまちづくり情報をキャッチボールしよう

平成19年改定

短期目標、さぁ、行動しよう！福祉のまちづくり

平成23年改定

基本となる方向性、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち

平成28年改定

基本となる方向性、ソフトとハードが一体となった福祉のまちづくりをみんなで進め、ヨコハマのよさを感じながら、そのよさを次世代につなげることのできるまち

令和３年改定

ビジョン（未来像）、ソフトとハードが一体となった取組をみんなで進め、多様性を尊重するヨコハマのよさを育み、安心して自由に生活できるインクルーシブなまち

３　根拠

小委員会の設置については、横浜市福祉のまちづくり条例第７条第３項及び横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第６条に定められています。

４　任期

横浜市福祉のまちづくり推進会議委員にあわせて設定します。（令和５年７月13日まで）

５　開催頻度

年１回程度（令和３年度は本会議で承認が得られた後、別途調整のうえ開催を決定します。令和４年度は上半期に実施を予定しています。）

参考、推進指針について

今回改定した推進指針は皆様に親しんで頂けるよう「ふくまちガイド」という愛称をつけました。

ふくまちガイドは主に① ビジョン（未来像）、② ポリシー（理念）、③ アクション（行動）の３つで構成されています。

①ビジョン（未来像）

「ヨコハマのよさ」として、横浜が培ってきた多様な文化を受け入れ、大切にする風土があることを明記しました。また、「インクルーシブ」という言葉を用い、「全ての人が受け入れられ、参加できる」という考え方を反映しています。

②ポリシー（理念）

ビジョンを実現するために、市、事業者、市民が自分ごととして考え、できることから一歩踏み出せるように４つのポリシーを打ち出しました。

ポリシー１、みんな違ってあたりまえ

ポリシー２、一緒に活動する

ポリシー３、まずはやってみる

ポリシー４、もっともっとバリアフリー

③アクション（行動）

基礎知識として、高齢者、障害者、子育て中の人、外国人、性的少数者などに関する基本的な情報を紹介し、読者が福祉のまちづくりへ一歩踏み出すきっかけとなるよう「アクション（行動）の具体例」を掲載しています。あわせて、市民・事業者・市（行政）の取組事例を紹介しています。

さらに、日常生活の中で困りごとを抱えやすい人の様々な場面や、ビジョンの実現に向けた

アクションの具体例を紹介した「ふくまちガイド（実践編）」を作成しました。

ふくまちガイドとふくまちガイド（実践編）の表紙画像